

鯖江市区長会連合会補助金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鯖江市区長会連合会（以下「連合会」という。）が鯖江市市民生活
部市民主役推進課の所掌する補助金等の交付をうけて町内会等に補助金等を交付すること
について、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号）その他規則等
に定めるものを準用するほか、必要なことを定めることを目的とする。

(補助金等の名称等)

第2条 この要綱により交付する補助金の名称、交付の目的、補助事業者、補助事業の範
囲、補助率（定額補助にあつては補助金の額）、補助対象経費および交付期間（終期）
は、別表第1のとおりとする。

(補助町内会等の選考)

第3条 この要綱に定める補助金等のうち町内会等から申請を受けて選考のうえ、補助す
る町内会等を決定するものの選考手続きは、連合会の会長会で別途に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

補助金の名称	補助金交付の目的	補助事業者	補助事業の範囲	補助率(補助額)	補助対象経費	備考
十区色づくり交付金	地域住民が主体的に取り組み地域の伝統や地域資源を活用した取組みを支援すること、地域の融和と活性化に寄与する。	町内会	住民が主体的に取り組み町内会活動および伝統や地域資源を活用した町内の活性化に取り組む事業	<p>予算で定める額(限度額 15 万円)</p> <p>※申請が予算額を上回る場合は、連合会が別途に定める選考規約に基づき行う審査により補助採択を決める。</p>	<p>報償費・旅費・需用費・役員費・委託料・使用料及び貸借料・工事請負費・原材料料費・備品購入費</p> <p>※工事請負費と備品購入費は、対象事業の実施に必要なものに限る。</p>	(融和と協働のまちづくり交付金)
区長ネットワーク整備事業補助金	鯖江市区長連合会が導入を進めている区長ネットワーク等の導入費用を補助する。	連合会 地区区長 町内会	町内会等における町内会ネットワークの導入と整備。	<p>予算で定める額(ネットワーク導入時の初期経費)ただし、導入の後、通常の運用に入ったものに限る。</p> <p>※市からの補助金は、一括して区長連合会が交付を受け、連合会が町内会等からの申請を受けて補助金を交付する。</p>	委託料	